

大河原町放課後児童クラブ利用調整に関する基準

① 基準指数

【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日を基準とする】

保護者名	
児童名	
生年月日	年 月 日

番号	保護者の就労等形態			基準指数	採点		認定期間
	類型	細目			父	母	
1	居宅外 労働  (その他)	外勤	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	20		最長1年間
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18		
			月16日以上	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16		
				1日8時間以上の就労を常態	18		
		自営	月16日以上	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14		
			月12日以上	1日6時間以上の就労を常態	8		
				月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	6	
		上記以外の外勤・自営	3				
2	就労  居宅内 労働  (その他)  (その他)	自営	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	20		最長1年間
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18		
			月16日以上	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16		
				1日8時間以上の就労を常態	18		
			月12日以上	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14		
			月8日以上	1日6時間以上の就労を常態	8		
				1日8時間以上の就労を常態	6		
				上記以外の自営	3		
		内職	1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14			
			1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12			
					上記以外の内職	3	
3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など			20		最長1年間
4	就学	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態			番号1を準用		在学期間内(最長1年間)
5	病気が 障がい	病気	1か月以上入院している場合(入院予定を含む)		20		最長1年間
			自宅療養	常時病臥・感染症	20		
				精神疾患	精神障害者保健福祉手帳1～3級 上記以外の程度	20 17	
			一般療養	医師が1か月以上の安静を要すると判断した場合		17	
		医師が1か月以上の通院加療を要すると判断した場合		13			
		障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B		20		
			身体障害者手帳3級		18		
			身体障害者手帳4級以下		12		
6	介護	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障がい者等)の介護を常態		20		最長1年間	
		週5日以上日中週20時間以上の介護を常態		16			
		週4日以上日中週16時間以上の介護を常態		14			
		上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		3			
	看護	全介護を必要とする場合(重度身体障がい者、要介護認定3・4・5程度)		20			
		一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)		17			
		支援を必要とする場合(要支援)		15			
		上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)		3			
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			20		最長1年間
8	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合			20		
9	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合			20		

基準指数合計	
父	
母	
計	

※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)

- 期限内に学童保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、基準指数「1」とする。
- 保護者が学童保育に必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況をとり指数を決定する。
- 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。
- 就労時間には、通勤時間は、含まない。ただし、休憩時間は含む。
- 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。
- 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減らした後の勤務日数からの指数にする。

② 調整指数

項目		条件 (「保育所等」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育をいう)		指数	採点
加算指数	児童学年	1	児童学年:1年生	20	
		2	児童学年:2年生	15	
		3	児童学年:3年生	10	
		4	児童学年:4年生	3	
		5	児童学年:5年生	1	
	児童の障害等	6	児童が身体障害者手帳又は療育手帳A・Bを所持している若しくは特別支援学級に在籍している(不慮を含む)	10	
	家庭状況	7	生活保護世帯	2	
		8	父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合	4	
		9	父母の両方が不存在(死亡など)の場合	7	
		10	父母の一人が3か月以上入院などにより不在の場合	2	
	障がい	11	母子(父子)家庭で、支援する同居者がなく、就労(又は就学・技能習得)を継続している場合	20	
		12	保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の1つを所持している場合★	3	
		13	保護者が視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合★	2	
		14	保護者が常時病臥、精神疾患(手帳なし)、感染症で居宅療養している場合★	2	
	祖父母等の状況	15	同一世帯に視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している者がいる場合(保護者及び入所申込児童を除く)	1	
16		同居している祖父母等がない	10		
17		同居している祖父母等が共に月64時間以上の就労を状態又は上記12～15に該当する場合	10		
減算指数	同居祖父母	18	同居している祖父母等のいずれかが、無職(求職中を含む)又は月64時間以上の就労をしていない場合若しくは上記12～15に該当しない場合 ※同居：同一住所又は同一建物の場合を含むが、生計を異にする場合は含まない	-20	
		19	勤務形態が自営の父母や勤務先の経営者が自身又は親族である父母が仕事内容・実績のわかる書類を提出できない場合	-20	
	実費負担金等滞納	20	入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を3か月以上滞納している場合	-3	
		21	実費負担金等の滞納が9,000円以上となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	滞納月 ×-2	
その他		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	20		

②調整指数合計	
加算指数	
減算指数	
その他	
合計	

①+②総合計	
①	
②	
合計	

- ※ 1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。  
 2 ★印がついている番号12～14は、それぞれ重複して加算しないものとする。  
 3 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

■ 利用調整指数について  
 利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。  
 (例)・父親が月20日以上1日8時間以上の居宅労働をしている・・・基準指数 20 「① 基準指数」番号1  
 ・母親が月18日以上1日7時間の居宅外労働をしている・・・基準指数 16 「① 基準指数」番号1  
 ・児童が1年生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・調整指数 20 「② 調整指数」番号1  
 ・祖父母がない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・調整指数 10 「② 調整指数」番号16  
 ◆基準指数 (20+16) = 36  
 ◆調整指数 (20+10) = 30  
 ○この世帯の利用調整指数は、36(基準指数合計) + 30(調整指数) = 66点となります。

■ 放課後児童クラブの入会の選考について  
 入所希望者が放課後児童クラブの定員を超えた場合などには、利用調整(あっせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入会者を決定します。  
**【利用調整指数が同点の場合の優先順位】**  
 1 大河原町在住者(転入予定者含む)  
 2 母子・父子世帯で他に支援する同居者がいない場合、生活保護世帯(同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)  
 3 基準指数が高い者  
 4 同世帯に障がい者がいる場合  
 5 養育している満15歳以下の子どもの人数が多い者